

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文			規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般的要求事項 (JIS C 8147-1 (以下、第 1 部) の規定による。) ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 16	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。(ただし、第 1 部附属書 B、I、O 及び JA の規定を除く。) 箇条 16 構造 出力回路のコンセント (outlet) は、JIS C 8303、JIS C 8358、IEC/TR 60083 及び IEC 60906 規格群に適合するプラグを差し込むことができてはならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21	第 1 部の第三条第 1 項に該当する規定によるほか、次による。(ただし、第 1 部附属書 B の規定を除く。) 箇条 21 異常状態 (全細分箇条を含む) 制御装置は、異常状態で動作した際に安全を損なうような欠陥があってはならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。(ただし、第 1 部附属書 B の規定を除く。) 箇条 7 表示 (全細分箇条を含む) 7.1 必須表示	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文			規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き		について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。		7.2	器具一体形制御装置以外の制御装置では、次の必須表示項目を表示しなければならない 一定電圧形の場合：定格出力電力及び定格出力電圧 一定電流形の場合：定格出力電力及び定格出力電流 ー制御装置が LED モジュール専用である場合、その旨の記載 7.2 該当する場合に提供する情報 次の情報を制御装置に表示するか、又は製造業者のカタログなどに記載しなければならない。 ー制御装置が主電源に接続された変圧器の巻線をもつ場合、その旨の記載	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 箇条 10	箇条 9 端子 ねじ端子及びねじなし端子は、耐食性のある端子でなければならない。(第 1 部 箇条 8 の規定による。) 箇条 10 接地 ー保護接地 ねじ又はその他の接地用端子の部品は、黄銅若しくはこれと同等以上の耐食性をもつ金属、又はさびない表面をもつ材料でなければならない(第 1 部 9.1 の規定による。) ー機能接地	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文			規定タイトル・概要	
第四条 続き				箇条 20	機能接地端子は、耐食性のあるものでなければならない（第 1 部 9.2 の規定による。） —独立形ランプ制御装置の接地 接地用口出し線は、容易に腐食し難い金属線でなければならない（第 1 部 9.5.1C の規定による。） 箇条 20 耐食性 腐食することによって、ランプ制御装置の安全性を損なうおそれのある鋼鉄製部品は、腐食に対して適切に保護してなければならない。（第 1 部 箇条 19 の規定による。）	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11	箇条 11 耐湿性及び絶縁性 ランプ制御装置は、規定の試験を満足する耐湿性をもっていなければならない。（第 1 部 箇条 11 の規定による。）	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 9 箇条 16	箇条 9 端子 ねじ端子及びねじなし端子は、耐熱性等のある端子でなければならない。（第 1 部 箇条 8 の規定による。） 箇条 16 構造 木、綿、絹、紙及び同様な繊維質材料木、綿、絹、紙及び同様な繊維質材料は、含浸していない場合、絶縁物と	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文			規定タイトル・概要	
第六条 続き				箇条 19 附属書 I	して用いてはならない。(第 1 部 15.1 の規定による。) 箇条 19 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 充電部を保持する絶縁部品及び電撃保護用絶縁部品は、 十分な耐熱性及び絶縁性をもたなければならない。(第 1 部箇条 18 の規定による。) 附属書 I 直流又は交流電源用 SELV 制御装置の個別追加 要求事項 ー温度上昇 SELV 制御装置は、通常使用において過度の温度に達 してはならない (第 1 部附属書 L.6 の規定による。) ー構造 SELV 制御装置に使用する変圧器の構造は、適切な絶 縁材料で絶縁しなければならない (第 1 部附属書 L.9 の規定による。) ー部品 SELV 制御装置の保護装置として使用する部品は、部 品に対する要求事項に適合しなければならない (第 1 部附属書 L.10 の規定による。) 箇条 8 箇条 8 充電部との偶発接触からの保護 電撃からの保護を照明器具の外郭に依存しないランプ 制御装置は、通常の使用状態で設置したとき、充電部と	
第七 条 第 1 号	感電に対する保 護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応 じ、感電のおそれがないように、次に掲げる 措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8	箇条 8 充電部との偶発接触からの保護 電撃からの保護を照明器具の外郭に依存しないランプ 制御装置は、通常の使用状態で設置したとき、充電部と	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文			規定タイトル・概要	
第七條 第1号 続き		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		箇条 14	の偶発接触に対して十分に保護しなければならない。 (第 1 部 10.1 の規定による。) 箇条 14 故障状態 ランプ制御装置は、故障状態の下で動作させたときに、偶発接触に対する保護が損なわれてはならない。(第 1 部 14.0 の規定による。)	
第七條 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 15 15.1	第 1 部の第七條第 2 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 15 変圧器の温度上昇 15.1 一般 SELV 制御装置の出力電圧は、通常動作試験及び異常動作試験において、規定する接触電流の限度値を超えてはならない。	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 15 15.1	第 1 部の第八條に該当する規定によるほか、次による。 (ただし、箇条 13 及び、附属書 I、N 及び O の規定を除く。) 箇条 15 変圧器の温度上昇 15.1 一般 SELV 回路の導電部の一つ以上は、規定の耐電圧試験に耐えられる絶縁体で絶縁しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文			規定タイトル・概要	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 21.2 21.3	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 (ただし、O.13 の規定を除く。) 箇条 21 異常状態 21.2 定電圧出力形の制御装置 規定の試験において、制御装置は、煙又は可燃性ガスを発生してはならない。 21.3 定電流出力形の制御装置 規定の試験において、制御装置は、煙又は可燃性ガスを発生してはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 附属書 C 附属書 I	箇条 4 一般的要求事項 独立形ランプ制御装置については照明器具通則 (JIS C 8105-1 12.4 温度試験) に適合しなければならない。 (第 1 部 4 の規定による。) 附属書 C 過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の個別要求事項 自動復帰タイプの保護機構が動作する場合は、保護機構解除時の安定器の表面温度は、110 °C を超えてはならない (第 1 部 C.7.2 の規定による。) 附属書 I 直流又は交流電源用 SELV 制御装置の個別追加要求事項 SELV 制御装置及びその支持部又は取付表面は、通常使	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017

規格名：ランプ制御装置—第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文			規定タイトル・概要	
第十条 続き					用において過度の温度に達してはならない。(第 1 部 L6 の規定による。)	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 附属書 JA	箇条 10 接地 —独立形ランプ制御装置を経由した接地 接地用口出し線の開口は、滑らかな丸い面とりを施さなければならない(第 1 部 9.5.1C の規定による。) 附属書 JA 追加の安全性要求事項 —口出し線 独立形ランプ制御装置の口出し線は、JIS C 8105-1 の 5.2 (電源との接続及びその他の外部配線) 及び 5.3 (内部配線) の規定に従い、滑らかな丸い面とりを施さなければならない(第 1 部 JA.3 の規定による。)	
第十一条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 箇条 8 箇条 9	箇条 4 一般的要求事項 独立形ランプ制御装置については照明器具通則 (JIS C 8105-1、4.13 機械強度、4.14、つり具及び調整手段) に適合しなければならない。(第 1 部 4 の規定による。) 箇条 8 充電部との偶発接触からの保護 偶発接触に対する保護のための部品は、機械的強度が十分であり、通常の使用状態で緩みが生じてはならない。(第 1 部 10.1 の規定による。) 箇条 9 端子	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文			規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				<p>箇条 10</p> <p>ねじ端子及びねじなし端子は、JIS C 8105-1 で規定する、十分な機械的強度をもつものでなければならない。(第 1 部 箇条 8 の規定による。)</p> <p>箇条 10 接地</p> <p>－保護接地</p> <p>電気的接続及び締付け手段は、緩まないように適切に固定でき、かつ、工具を用いないで手で電気的接続及び締付け手段が緩んではならない。ねじなし端子は、意図せず締付け手段及び電気的接続が緩んではならない (第 1 部 9.1 の規定による。)</p> <p>－機能接地</p> <p>機能接地端子は、第 1 部の箇条 8 及び 9.1 の要求事項に適合しなければならない (第 1 部 9.2 の規定による。)</p> <p>－独立形ランプ制御装置を経由した接地</p> <p>接地用口出し線については、JIS C 8105-1 の 5.2 (電源との接続及びその他の外部配線) 及び 5.3 (内部配線) の規定に従い、外部からの機械的張力が接続部に加わってはならない (第 1 部 9.5.1C の規定による。)</p> <p>箇条 18</p> <p>箇条 18 ねじ、通電部及び接続部</p> <p>故障によってランプ制御装置の安全性を損なうおそれ</p>		

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文			規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き				附属書 C 附属書 JA	があるねじ、通電部及び機械的接続部は、通常の使用で起こる機械的ストレスに耐えなければならない。(第 1 部箇条 17 の規定による。) 附属書 C 過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の個別要求事項 熱的保護手段は、ランプ制御装置と一体であり、機械的損傷から保護した位置に設置しなければならない。(第 1 部 C.3.1 の規定による。) 附属書 JA 追加の安全性要求事項 一口出し線 独立形ランプ制御装置の口出し線は、JIS C 8105-1 の 5.2 (電源との接続及びその他の外部配線) 及び 5.3 (内部配線) の規定に従い、外部からの機械的張力が接続部に加わってはならない(第 1 部 JA.3 の規定による。)	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般的要求事項 ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。(第 1 部の 4 の規定による。)	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文			規定タイトル・概要	
第十三条続き	止					外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4 箇条 14	箇条 4 一般的要求事項 ランプ制御装置は、通常の使用状態で使用者及び周囲を危険にさらすことなく使用できるように、設計及び構成しなければならない。(第 1 部の 4 の規定による。) 箇条 14 故障状態 ランプ制御装置は、故障状態の下で動作させたときに、偶発接触に対する保護が損なわれてはならない。(第 1 部 14.0 の規定による。)	
第十五条第 1 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第 2 項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないもの	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文			規定タイトル・概要	
第十五条第2項 続き		とする。				又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条9 箇条10	箇条9 端子 ねじ端子及びねじなし端子は、JIS C 8105-1 で規定する、適切な断面積の導体を接続できなければならない。(第1部箇条8の規定による。) 箇条10 接地 ー保護接地 保護接地は、JIS C 8105-1 で規定する、適切な断面積の導体を接続できなければならない(第1部9.1の規定による。) ー機能接地	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文			規定タイトル・概要	
第十六 条続き				附属書 JA	<p>機能接地は、JIS C 8105-1 で規定する、適切な断面積の導体を接続できなければならない（第 1 部 9.2 の規定による。）</p> <p>－独立形ランプ制御装置を経由した接地（他の設備への接地接続）</p> <p>貫通配線又は送り配線の導体は、断面積が 1.5 mm²以上の銅又は等価の導電材料を使用しなければならない（第 1 部 9.5.1 の規定による。）</p> <p>接地用端子は、呼び径が 4 mm 以上のねじ若しくはボルトナット又はラグ端子であって、直径が 2 mm 以上の電線を確実に取り付けることができる、ねじ端子又は同等の導体を取り付けることができるものでなければならない（第 1 部 9.5.1B の規定による。）</p> <p>接地用口出し線については、規定の断面積の導体でなければならない（第 1 部 9.5.1C の規定による。）</p> <p>附属書 JA 追加の安全性要求事項</p> <p>－口出し線</p> <p>口出し線は、規定の断面積の導体でなければならない（第 1 部 JA.3 の規定による。）</p>	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	－	－	一般的に、電磁的妨害による誤動作

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文			規定タイトル・概要	
第十七 条続き		する構造であるものとする。				により、安全機能に障害が生じることはないため、非該当が妥当と考える。
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55015 等の規格を適用する。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示 7.1 必須表示 器具一体形制御装置以外の制御装置では、規定の必須表示項目を明瞭かつ容易に消えない方法で表示しなければならない。	
第二十 条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のもの）に限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文			規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条	表示等（長期使	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置	<input type="checkbox"/> 該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8147-2-13:2017

規格名：ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文			規定タイトル・概要	
条第3項	用製品安全表示制度による表示)	を有するものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	■非該当			
第二十条第4項	表示等(長期使用製品安全表示制度による表示)	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	—	—	—